

令和8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務
(屯田北部・西茨戸地区)支払比率表

この業務の各期の委託料支払比率は下表のとおりとする。

期	期間	支払比率	支払金額
第1期	3月15日～3月31日	1%	円
第2期	4月1日～5月31日	10%	円
第3期	6月1日～8月31日	50%	円
第4期	9月1日～11月30日	30%	円
第5期	12月1日～3月14日	9%	円
合計		100%	円

当初契約金額に上記の支払比率を乗じた額を該当する期間の支払金額とする。ただし、第2期から第5期については1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、端数については第1期分で支払うものとする。